

(仮称) 伊賀市柏尾太陽光発電事業 簡易的環境影響評価書
三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：令和6年6月19日（水）10:00～11:30

場所：JA 三重健保会館 4階 中研修室

委員：今回の事業の事業主体は合同会社ということですが、1つの事業を実施するために合同会社を設立するという事案をこれまで見たことがないので、設立の理由や経緯等の説明をお願いします。

事業者：事業者である伊賀市柏尾太陽光合同会社は、本事業の運営を目的として設立された特別目的会社（SPC）になります。特別目的会社を設立する理由としては、発電所の開発及び建設工事には多額の出費が必要のため、基本的には、銀行からプロジェクトファイナンスという形の融資を受けることとなります。その際には、伊賀市柏尾太陽光発電所に対する融資ということになるため、その発電所を開発する会社は1つである必要があります。例えば、四ツ谷キャピタル合同会社がプロジェクトファイナンスという形で融資を受けて、複数の発電所を開発するということは、金融的な担保性の面で問題があるため、本事業のような太陽光発電施設といった再生可能エネルギーに係る発電所開発においてプロジェクトファイナンスという金融のスキームを使用する場合には、1つの発電所に対して1つの特別目的会社を設立して運用をしていくことが一般的になります。

委員：銀行に係る融資関連の運用は理解しました。しかし、それぞれの事業に対して合同会社を立ち上げられるということですが、逆に、この事業の責任性として、外部から見たときに、この事業を廃止しやすくなるイメージを受けると思われます。それらについて、この事業に対する全体的な社会的責任等は問題ないでしょうか。

事業者：この発電所を設置して終了ではなく、半永久的に発電所運営をしていきたいという意図もあります。特別目的会社を設立しますが、開発、建設、運営と一貫して変わらずに四ツ谷キャピタル合同会社が実質の中身としては、運営していく予定です。それについて、正式な書面でのやり取りはございませんが、特別目的会社と四ツ谷キャピタル合同会社で事業開発契約やアセットマネジメント契約といった形で関係性を作り、運営をしていきます。

一方で、事業廃止しやすいスキームと委員がご指摘された通りですが、その点が銀行にとっては利点であり、1つの発電所に対し1つのSPCという形式であれば、仮に発電所の事業で採算性が取れない等の問題があったとしても、そのSPCを廃業すれば金銭面の影響はそのSPCまでに抑えられます。もし、我々が複数個の発電所を同時に運営している状況で、そのうちの1つの発電所事業に問題が生じた場合、影響は会社全体に及びます。その場合、銀行の担保性がないというのは事実ですが、事業者としてはそうするつもりは全くなく、仮にそのSPCが廃業した場合であっても社会的責任はSPCに成り代わって、四

ツ谷キャピタル合同会社が果たしていきたいと考えております。

委員：今回の事業主体の合同会社と四ツ谷キャピタル合同会社との関係性は何でしょうか。子会社等になるのでしょうか。

事業者：子会社というわけではなく、事業を運用するための関連会社の1社というイメージになります。

委員：沈砂池については、雨水と兼用とのご説明がありました。沈砂池設置予定場所の南側の山を隔てた場所においても工事を実施されるようですが、その場所における水の流れていく経路はどのようなものを想定されているのでしょうか。

事業者：ご指摘の通り、事業計画では北側と尾根を挟んで南側にも太陽光パネルを設置する予定です。雨水と土砂を溜めるための防災施設である調整池は、北側に2か所ほど設置する計画のため、南側の事業地における雨水や土砂はどうするのかという趣旨のご質問かと思われまます。図面で示せていませんが、現況流域を変えないというのが一般的な開発の流れになるため、現在の水の流れは変えないようにしたいと考えています。南側の事業地に着目しますと、ここに降った雨は、一度西側に流れ、沈砂池と南側事業地に挟まれている改変区域外の谷間を通過して、北側の沈砂池に流入する、というルートになります。つまり、南側の事業地に降った雨とそこから流れる土砂に関しては、全て北側の調整池に流れ込むことになります。基本的に、この事業計画地の流域は南から北という流れになっています。

委員：わかりました。次に地下水に対する予測結果として、本事業の土地の造成工事は土地の表層部での工事のため、地下水への影響はほとんどない、とされています。これは、「表層部のみでの工事のため、地下水の影響は考えなくてもよい」という結論なのか、もしくは、「工事により森林は伐採されるが、色々な点を考慮した結果、地下水へ影響が及ぶ範囲は小さいため影響は小さい」という結論に至ったのか、「影響はほとんどない」という予測結果に至るまでの経緯をお伺いしたいです。

事業者：地下水の予測の理由が表層部の工事というところのご指摘とは思いますが、それによろしいでしょうか。

委員：いえ、本来は、森林がある程度なくなると地下水への影響があると思いますが、影響は極めて小さいという計算結果だったのか、それとも、計算しなくてもいい程度の影響だったのか、「地下水への影響はほとんどない」という予測結果になった詳細を教えてください。

事業者：予測としては、地下水の水量を定量的に予測したわけではなく、あくまで定性的に予測をしております。本事業の造成は表層部のみに対し切土や盛土を実施するため、地下水の流れる深い地層を改変することはないことから、地下水の断水等は発生しないと予測しております。

ご指摘の通り、森林が減少することによる影響は考えられますが、その場合にも、周囲の森林等は残していることや、コンクリートで事業地を全面固めてしまう予定はないた

め、雨が降ればそこから地表に雨水が染み込んでいくと考えられることから、地下水の水位が低下することや水質が著しく悪化することはない、という定性的な予測をしています。

委員：色々考慮されたうえでの予測結果だということが分かりました。ありがとうございました。

委員：合同会社が事業主体であれば廃業しやすく、銀行の融資としては1つの事業の影響が他事業に及ばないため、リスクが分散されるというご説明がありました。事業主体である合同会社を廃業した時に、事業主体である合同会社が設置した太陽光パネルであるから、出資者等の合同会社以外の関連事業者は無関係であるとされ、太陽光パネルが放置されてしまう、ということを経営的な影響として懸念しています。その点をどのように担保されるのでしょうか。万が一、事業主体である合同会社が廃業となった場合の太陽光パネルの処理について、確認させてください。

事業者：SPCが廃業となった場合に、廃棄や環境保全の責任はどうなるのか、ということだと思います。かつては、SPCはSPCで独立した扱いになっていましたが、近年、同一形態の発電所開発が非常に多くなってきています。あくまで事業者はSPCですが、そこには実質的運営者のような者が当然存在している、ということは経済産業省も認知しており、廃業時にはそこが責任を持つように、という法的なスキームになっております。仮に廃業したとしても、実質的な運営を行っている者が法的にも責任が生じると考えております。

委員：ありがとうございます。2点目に、粉じんの予測結果について、工事期間中において、強い風の年間出現率を基に粉じん等の飛散をもたらす可能性を検討されていましたが、これは風向きまで含めて検討した結果でしょうか。事業計画地のすぐ近くに幼稚園があることから、強い風が吹いた時に影響があるのではないのでしょうか。

事業者：風向は考慮しておらず、風速のみを考慮して予測しております。

委員：恐らく北西風が多いと思うので、幼稚園への影響は無いかと思いますが、念のため、強風が吹いた時に幼稚園への影響がないかどうか確認していただければと思います。

事業者：幼稚園の配置は事業実施区域の西側になるため、極端な話で言えば、真東の風が吹かない限りは影響がないかと思われませんが、それも留意して考えていきたいと思っております。

委員：地元の住宅地からも離れているようですが、全国的に太陽光パネル設置時に反射により局所的に近隣の温度が上がる等の現象があると聞きます。今回の事業では、そのような心配はほとんどないと考えてよろしいのでしょうか。

事業者：ご指摘いただいたのは、太陽光パネルの設置による反射光や光害の影響のことと認識しております。確かに、太陽光パネル設置場所に隣接している住居等が存在すると、そのような影響は確かに想定されます。しかし、今回の事業は住宅地から数百メートル離れている場所であり、周囲に残置森林もあることから、住宅地の温度が上昇するとか、パネ

ルから乱反射した光が眩しいといった影響は、基本的にはないと考えております。

委員：太陽光パネルは方向固定型のパネルですか。

事業者：その通りです。南向きに 10° 傾けますが、架台は固定式で殆ど平面に設置するよ
うな形になります。光害の影響がある場合のよくある例としては、住宅地の横に設置した
結果、隣地の 2 階や 3 階への反射光が眩しいというのがあるかと思いますが、今回の事業
では、住宅地から隔離されていることから、光害の影響は少ないと考えています。

委員：この事業の土地は、借地ですか。

事業者：その通りで、地上権という形で設定させていただいています。

委員：借地権は何年ででしょうか。

事業者：40年です。

委員：太陽光パネルは、劣化等を考慮しても40年間使用可能なのでしょうか。

事業者：最近の製品では、最長で約35年のメーカー保証の製品があることから、事業計画
も35年を基本としています。残りの5年は、今から設置するための開発期間や、事業廃
止する場合における撤去期間、パネルを入れ替える場合における準備期間という予定で
す。35年間は発電し、残りの5年間で開発やリプレース又は処分等の手続きを行う、と
いう想定で、借地権を40年と設定しています。

委員：最近の太陽光パネルの配線は地中に埋設するのでしょうか。

事業者：一概には言えませんが、ケーブルにも色々種類があり、パネル同士を繋ぐ一番細い
ケーブルは、基本的にはパネルの裏側を這わせるような形でつなぎ、それらをまとめる
PCS という機械には地中から繋いだり、地上で接続したりします。そこから、次に集約す
る、もう1つ中間の変電所に繋ぐときは地面に設置することもあれば、例えば、通路にす
るから安全上埋設したほうがいい、という状況であれば、設計上の観点から埋設するこ
ともあります。

委員：最近、太陽光パネルの配線の盗難があるということを聞きますが、それらに対する対
策は進んでいるのでしょうか。

事業者：全国各地で盗難事件が多発していることは、事業者としても問題視しています。銅
線が狙われることから、銅のケーブルをアルミのケーブルに素材を変更したり、侵入を防
止するために AI を使用したカメラを導入したりする等、複数の対策を実施しています。

近年は、盗難に関する保険をかけられないことから、事業者側で盗難対策を実施しなけ
ればならないという現状があるため、盗難されないような対策を講じてはいますが、事実
として多数発生しております。

委員：工事の際の車両はそれほど多くなく、ダンプが行き交うようなことはないというご説
明がありました。車両事故等が発生しないよう、地元の方の交通への影響がないように配
慮されたうえで、資材搬入路が設定されているか、ご説明をお願いします。

事業者：現状予定している工事関係車両の走行ルートは、国道165号線から農道及び広域農道伊賀コリドールロードを経由して事業計画地に至るルートを計画しています。

これは、事業計画地の西側に住宅団地が存在していることから、この住宅地の中を通行しないように、住宅地を回避して国道から事業実施区域にアクセスするルートを想定しています。近隣の住宅団地の中を工事車両が通行することを避けた計画としています。

委員：この事業を実施することになった場合は、事業者としては住宅地を避けるように計画をしていましたが、現場で工事をする方までその計画が徹底されていなかった、ということがないように、事業実施時には住宅から離れた走行ルートを通るように徹底していただきたいと思います。

委員長：事務局に伺いますが、本日欠席されてる委員からの意見はありますか。

事務局：委員からご意見をいただいております。

委員（事務局が代読）：太陽光発電設備における火災の発生やケーブル等の盗難などが起きています。本事業は大きな環境変化をとまなう事業ですので、これら火災や盗難といった事態により発電事業の継続が困難となることが無いよう、持続可能な事業計画の策定をお願いします。

事務局：この質問に対する見解については、後日いただければと思います。